

# ハートフル

三木市子どもいじめ防止センターだより  
～きこえる いっしょに考えよう～

30号

令和5年7月発行

## 知っておこう「いじめ防止法」！

皆さんは、「いじめ防止対策推進法」(「いじめ防止法」)について知っていますか？  
いじめ問題に対して社会全体で取り組み、適切に対処していくための基本的な考え方やしくみを定めた法律です。

この法律は、平成25(2013)年につくられました。同じ年、三木市でも、子どもたちが安心して生活し成長していけるまちづくりをめざして、「三木市子どものいじめ防止に関する条例」がつくられています。

この法律ができるきっかけとなったのは、滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自ら命を絶った事件です。いじめが子どもの命をうばいかねないこと、さらに学校だけでは解決が困難であることなど、いじめが深刻な社会問題として広く認識され、法律が整備されることになったのです。

法律では、いじめに苦しむ児童生徒が支援の対象からこぼれてしまわないよう、いじめの定義を被害者の立場から広い範囲で捉えています。(詳しくは次のページ)

さらに、いじめが疑われる自死や長期欠席を「重大事態」と位置づけています。

また、国、県や市、学校には、いじめ防止等のための基本方針をつくることや、いじめ対策の組織を置くことを義務づけ、全ての教育活動で取り組むことや適切に対応することを求めています。

一方、子どもには、いじめを行ってはならないと定めています。保護者には、子どもがいじめを行うことのないような指導や、学校の取組への協力に努めること、また子どもをいじめから保護することを求めています。

民間団体(※)の調査によれば、「いじめ防止法を知らない」と答えた小中高生の割合は64.3%、「知っているけど内容が分からない」と答えた割合は25.7%でした。

まずは大人がいじめ防止法について知識や理解を深め、子どもたちに伝えるとともに、法律に基づいた取組をさらに進めていきたいものです。

※ NPO法人プロテクトチルドレンが昨年1～2月に実施し、約3万人の小中高生が回答。



# いじめをどう防ぐ？ こどもをどう守る？

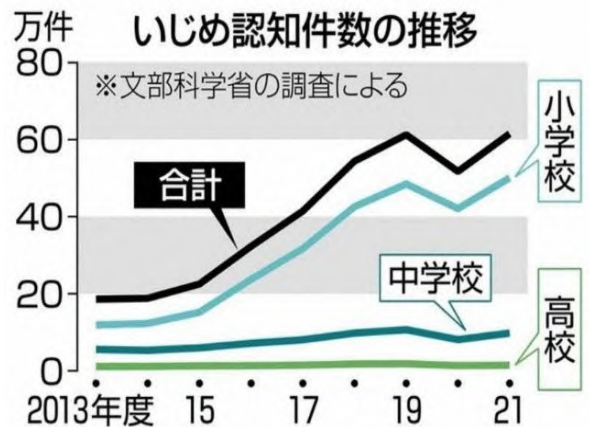
三木市いじめ対策専門委員  
弁護士

そが さとし  
曾我 智史

## 「いじめ防止法」の施行から 10 年

今年、いじめ防止対策推進法（「いじめ防止法」）の施行からちょうど 10 年を迎えました。この間、日本各地で、いじめの重大事態を調査する「第三者委員会」が立ち上がり、数々のいじめ調査が実施されてきました。このいじめ調査は、「もういじめで苦しむ子どもたちを生み出すことはあってはならない！」という強い思いや願いのもとで実施されます。

しかし、いじめの認知件数は、コロナの影響下を除き増え続けています。いじめに苦しみ、不登校になったり、不幸にも自死を選択したりする子どもが後を絶たないという現状については、改善のきざしは見えません。



（資料：西日本新聞 WEB より）

## 「いじめの定義」を再確認しよう

いじめ防止法は、①いじめを未然防止し、②いじめを早期に発見して速やかに対応し、③いじめで苦しむ子どもの心身を救うという法律です。その基本となる考え方は、法律上の「いじめの定義」に現れています。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

➡ 下線の「児童等」とは、学校に在籍している児童又は生徒をいいます。「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、アフタースクール、塾やスポーツクラブなどでの関わりがそれに当たります。「心理的又は物理的影響を与える行為」とは、インターネット上での行為も含めて、冷やかしゃからかい、いじり、悪口や脅し、無視や仲間はずれ、嫌なことや恥ずかしいことをされる・言われる、ぶつかる、たたく・ける・物やお金を隠す・盗むなどの行為です。そして、これらの中には「犯罪行為」として取り扱うべきと認められるものがあります。

今一度、この「いじめの定義」を確認する必要があります。ちょっと複雑な定義ですが、客観的に特定できる行為（心理的又は物理的影響を与える行為）があって、その行為によって、その行為をされたこどもが「心身の苦痛」を感じていれば、その行為は「いじめ」であると考えられることになります。

ポイントは、相手が「心身の苦痛」を感じたか否かです。何らかの行為をされて、「いやだな」「しんどいな」と思うことがあれば、いじめられていることになるのです。



## “こどもの心の声”に寄り添う学校が求められている

この「いじめの定義」は、何らかの行為をされたこどもの精神世界において、「いやだな」「しんどいな」と感じたら、それを「いじめ」という言葉で捉えるということを意味しています。そもそもいじめは、それをされた被害者の主観的な世界に基礎をもつ現象であるとの指摘もあるほどで、現代の学校は、こどものしんどさや苦しみにしっかりと寄り添うことが求められていると言いかえることができます。

この10年で、学校現場は、どのように変わったでしょうか。教員の多忙化が叫ばれ、教育の現場からは、こどもたちにきめ細やかに対応したくても、時間が十分にとれないという声が聞こえてきそうです。しかし、「いじめ防止法」の考え方に忠実になるならば、学校は、こどものしんどい気持ちに寄り添える体制を整えなければなりません。

## 県や市町、保護者、地域の役割は…

実は、これは学校だけでは対応できません。県や市町、保護者、地域を含めて、「『こどものしんどい』に応える」ために、私たち大人が「いじめの定義」をきちんと理解し、しんどい思いをしているこどもを見つけ、こどもの視点に立ってみんなでサポートやケアをするという態勢や環境づくりが求められます。

もしも、こどもがいじめ行為をしたのであれば、そのことを認め、相手に心から謝ることが大切です。謝罪は成長のチャンスでもあります。保護者にも、いじめとなる行為に及んでしまったこどもの過ちをきちんと認める姿勢が求められます。きちんと認め謝ることが、いじめられたこどものしんどさに寄り添うことになるからです。



このようにして、みんなで、しんどい思いをしているこどもに寄り添うようになれば、学校がもっと共感と優しさに満ちあふれた場所となり、いじめを生まないような学校、こどもたちがお互いに守られる学校になるのです。



## <小中学生の皆さんへ>

いじめられたと感じたら、学校の先生や保護者に SOS を出してください。SOS を出すことは「権利」です。決して恥ずかしいことではないのです。学校の先生や保護者は、みんなで知恵を出し合って解決しようとして必死になって動いてくれるはずです。いじめを受けた時に、しんどくなって学校に行きたくなくなるのは、普通感覚です。誰もあなたを責めることなどありません。

また、あなたがいじめられていなくても、誰かがいじめられているのを見たり聞いたりしたら、黙っておかずに行動を起こしましょう。どんな理由があろうとも、いじめはよくないよと発言したり発信したりすることが、いじめられている人を救うことになるのです。

### 〈曾我 智史さんのプロフィール〉

2006年弁護士登録。2020年社会福祉士登録。尼崎駅前法律事務所主宰。いじめ、虐待、体罰、少年非行の問題に取り組む。専門は、こども法と労働法。加古川、神戸、宝塚、岡山、山口、大阪、西脇等でいじめ調査委員会の委員を歴任。現在、三木市子どもいじめ対策専門委員、大阪市児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員長代理。



## “子どもの権利”について学ぼう

今年4月の「子ども家庭庁」の発足や「子ども基本法」の施行で、子どもの権利が注目されています。いじめや差別、体罰や虐待などから子どもたちを守るためには、全ての人が子どもの権利について理解を深め、身近なところから取組を始めることが必要です。

そこで、小学生から大人まで、子どもの人権について学んで使える本を紹介します。それは、『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』という本です。「子どもの権利条約」の内容がイラスト入りでわかりやすく解説され、困ったときの相談情報や子どもの権利のための様々な取組なども紹介されています。



『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』  
監修：甲斐田万智子  
絵：林ユミ  
発行：KADOKAWA

これっていじめ！？  
そんなとき…  
ひとりでなやまないで  
そうだんしてね！



三木市子どもいじめ防止センター

電話：0794-82-8110

相談日 月曜日～金曜日

ijime\_boshicenter@city.miki.lg.jp

